

除去食の必要な方はご相談ください

お子さんが、食物アレルギー等で除去食が必要な場合、保育所給食で可能な範囲の対応をしますので、ご相談ください。

《除去食のお申し込みについて》

1 除去食が必要な方は、保育所にお申し出ください。

※ 保育所は集団給食ですので、ご希望に添えない場合があります。

例えば、しらすやじゃこ等の海産物は製造過程上、えび・かに等が混入する可能性があり、完全に除去することができません。

また、状況によってはご家庭から弁当をお持ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 保育所の除去食や必要な手続きについてご説明します。

※ 保育所ではお子さんの安全を考え、完全除去で実施します。

3 医療機関を受診し、保護者による「保育所給食除去食申込書兼同意書(様式1)」、医師による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(様式2)」を保育所にご提出ください。

4 保護者の方と保育所の職員で除去食の内容について話し合います。

5 給食で可能な範囲の除去食を実施します。

○ 除去食が解除になる場合は、「保育所給食除去食解除願(様式6)」を提出していただきますので、保育所に申し出てください。

お問い合わせ・ご相談は下記まで

○ 各入間市立保育所

○ 入間市役所こども支援部

保育幼稚園課 入所担当

電話 04-2964-1111(内2334~2337)